

計画の目標



沖縄労働局 第13次労働災害防止計画(概要)

計画期間: 2018年4月1日～2023年3月31日

全産業目標

- 死亡災害: 15% 以上減少
- 死傷災害: 5% 以上減少
- 6年連続全国ワースト1の定期健康診断結果有所見率の値を改善し、併せて全国平均値との差を7ポイント 以内にする

業種別目標

- 建設業、製造業 : 死亡災害を 15%以上 減少
- 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を 5%以上 減少

その他目標

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上 (65.0%: 2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析している事業場を増加させるための周知を行う
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加させるための周知を行う
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上 減少
- 職場での熱中症による死亡者数を、計画期間中はゼロにし、また死傷者数については、2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で 5%以上 減少させる
- 2022年までに、「ひやみかち健康経営宣言」の実施事業場数を 500事業場 にする

8つの重点事項

1. 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
3. 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
4. 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
5. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
8. 県民全体の安全・健康意識の高揚等



ひやみかち健康経営宣言

安全・健康に働くことができる県民職場の実現に向けて

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり 等

重点事項ごとの具体的取組

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 企業における健康確保措置の推進
- 業界団体内の体制整備の促進 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用 等

(8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 科学的根拠に基づいた施策の推進、広報等の実施